

## 北海道立消費生活センターの指定管理者の候補者の選定について

1 公の施設の概要		名 称:北海道立消費生活センター 所 在 地:札幌市中央区北3条西7丁目 設置目的:道民の自主的かつ合理的な消費行動を促すため、北海道立消費生活センターを設置する。		担当課(室)		
				環境生活部くらし安全局消費者安全課 (消費者安全係) 直通:011-204-5212 代表:011-231-4111(内線24-522)		
2 公募概要	申請期間		令和3年(2021年)10月25日(月) ~ 12月13日(月)			
	申請条件	指定期間(予定)	令和4年(2022年)4月1日 ~ 令和9年(2027年)3月31日			
		業務の範囲	(1)消費生活に関する相談に応ずること。 (2)消費生活に関する情報及び学習機会を提供すること。 (3)消費者が行う活動を援助すること。 (4)商品の試験、検査等を実施すること。 (5)その他設置の目的を達成するため必要な事業 (6)施設及び設備の維持管理に関すること。 (7)その他知事が定める業務			
		利用料金制度	該当なし			
		負担金限度額	689,405,000円			
審査基準等	別紙「北海道立消費生活センター指定管理者候補者決定基準」(公募要項別添4)のとおり					
3 申請結果		申請者数1団体(一般社団法人)				
4 選定委員会	名 称		北海道立消費生活センター指定管理者候補者選定委員会 (事務局:環境生活部くらし安全局消費者安全課)			
	運営要領		別紙「北海道立消費生活センター指定管理者候補者選定委員会運営要領」のとおり			
	委 員	区 分	氏 名	所 属		備 考
		委員 長	鈴木 賢 治	弁護士		学識経験者
		副委員 長	川 邊 淳 子	北海道教育大学旭川校 教授		学識経験者
		委 員	磯 山 利 英	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 北海道支部 副支部長		団体役員
	委 員	高 橋 義 典	北海道信用保証協会 専務理事		団体役員	
	開 催 状 況	区 分	開催日時・場所	議 事		出席率
		第1回	令和3年10月13日(水) オンライン開催	公募方法、選定の基準及び方法について		100%
		第2回	令和3年12月23日(木) 札幌市	申請資格等(形式的要件)審査 申請者に対するヒアリングの実施 必須項目審査及び加点項目審査 指定管理者候補者の選定		100%
審査の経過		令和3年10月13日開催の第1回委員会において、公募方法、選定の基準及び方法について検討を行った。 令和3年10月25日から公募を開始し、締切までに1団体から申請があり、事務局において申請資格等(形式的要件)に係る事前審査を行った上で、12月14日に申請書類等の副本を各委員に送付し、検討を依頼した。 12月23日開催の第2回選定委員会において、申請者からヒアリングを行い、引き続き各委員が必須項目審査及び加点項目審査(候補者決定基準に基づく採点)を実施し、要求水準を満たしていると判断されたことから申請者を最適な候補者として決定し、12月24日、審査の経過及び結果について道に報告した。				
採点結果		別記のとおり				
審査の結果		指定管理者の候補者 一般社団法人 北海道消費者協会 会長 畠山 京子				
選定理由		申請者である一般社団法人北海道消費者協会は、申請資格等審査及び必須項目審査に適合しており、続く加点項目審査の結果を踏まえ、最適な指定管理者候補者として選定した。				

## 採 点 結 果

審査項目	配点	委員	指定管理者の候補者	候補者以外の団体（成績順）		
			(一社)北海道消費者協会 (提案額:689,372千円)			
1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。	20	(小計)	17.50点	0.00点	0.00点	0.00点
① 施設の利用に当たり、利用者の便宜を一層図るべく工夫を行っていること。	5	委員1	5.00点			
		委員2	5.00点			
		委員3	5.00点			
		委員4	2.50点			
2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	40	(小計)	31.25点	0.00点	0.00点	0.00点
① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。 ② 利用者の利便が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。	10	委員1	8.75点			
		委員2	8.75点			
		委員3	7.50点			
		委員4	6.25点			
3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	80	(小計)	67.50点	0.00点	0.00点	0.00点
① 業務遂行に必要な人員の配置及び教育が充実していること。 ② 業務処理を安定して行うための能力を有していること。	20	委員1	20.00点			
		委員2	17.50点			
		委員3	15.00点			
		委員4	15.00点			
4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	160	(小計)	155.00点	0.00点	0.00点	0.00点
① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。 ② 収支計画書の内容が適切であること。	40	委員1	40.00点			
		委員2	37.50点			
		委員3	37.50点			
		委員4	40.00点			
5 施設の性質又は目的に応じて定める基準 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等にかんがみ、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう、専門的知見に基づき、消費者被害の防止・救済、消費者教育・啓発並びに連携体制の構築等、道の消費者行政施策を効率的かつ効果的に推進することにより、道民の消費生活の安定と向上が図られるものであること。	100	(小計)	73.75点	0.00点	0.00点	0.00点
① 消費者被害の救済の方策が実効性のあるものであること。 ② 消費者教育の推進の方策が実効性のあるものであること。 ③ 見守りネットワークの推進の方策が実効性のあるものであること。 ④ 消費者の安全・安心の確保の方策が実効性のあるものであること。	25	委員1	25.00点			
		委員2	21.25点			
		委員3	16.25点			
		委員4	11.25点			
各委員合計得点	100	委員1	98.75点	0.00点	0.00点	0.00点
		委員2	90.00点	0.00点	0.00点	0.00点
		委員3	81.25点	0.00点	0.00点	0.00点
		委員4	75.00点	0.00点	0.00点	0.00点
最高得点をつけた委員数			4人	0人	0人	0人
全委員合計得点（500点満点）			345.00点	0.00点	0.00点	0.00点